

長野県森林審議会議事録（案）

1 日時 令和6年(2024年)8月23日(金) 15時10分から16時20分まで

2 場所 須坂建設事務所 大会議室

3 出席者

(1) 審議委員；五十音順、敬称略

植木 達人 委員

小田切 奈々子 委員

佐藤 京子 委員

高師 智江 委員

富樫 均 委員

由井 正宏 委員

以上 6名出席（委員定数 10名）

(2) 説明者（林務部 森林政策課）

森林政策課長

小林 弘一

森林政策課 課長補佐兼森林計画係長

出口 栄也

4 議事

（田中森林政策課企画幹）

それでは15時10分になりましたので、これより森林審議会を開催いたします。

本日の審議会の議事録は、県の審議会等の設置および運営に関する指針の規定に基づき、後日委員の皆様にご確認いただいたうえで県のホームページに掲載させていただきます。

また、議事録を正確に作成するために審議会の議事について録音させていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

次に、本日の森林審議会委員の出席について、ご報告いたします。

森林審議会の委員数10名のうち、ウェブ参加の方も含め、6名の委員の皆様にご出席いただいておりますことをご報告申し上げます。

次に、本日ご審議をお願いするのは、会長の選任と、保全部会委員および部会長の選任並びに千曲川下流地域森林計画の大綱素案についてでございます。よろしくお願いいたします。

（小林森林政策課長）

それではただいまから議事に入ります。

議長は森林法施行細則第11条の規定により会長が務めることとなっておりますが、会長が決まるまでの間、事務局の森林政策課長の小林が進行を務めさせていただきたいと存じます。

ご異議ございませんでしょうか？

（異議なし）

ご異議ないようですので進めさせていただきます。

それでは私の方で新会長が選出されるまでの間、会議を進めさせていただきます。

初めに森林法施行細則第 15 条に定めます、議事録署名人を私から指名させていただきたいと思いますが、ご意見ございませんか。

(異議なし)

ご異議ないようですので小田切委員、高師委員にお願いいたします。

次に会長選任を議題といたします。森林法第 71 条第 1 項の規定では、会長は委員の互選によることとなっておりますので、そのように進めさせていただきます。

どなたか会長の選任について意見ございますか？

(由井委員)

植木委員いかがでしょうか？

(小林森林政策課長)

ただいま、植木委員を推薦するご意見がございましたが、いかがでしょうか？

(委員一同異議なし)

ご異議ないようですので、植木委員を会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

会長が決まりましたところで、森林法第 6 条第 3 項の規定により、地域森林計画の諮問をいたします。

(植木会長に知事からの諮問を小林森林政策課長が代読し、手交)

ご審議よろしく申し上げます。

それでは審議を開始するにあたり、植木会長に一言ご挨拶をお願いします。

(植木会長)

ただいま会長に推薦された植木と申します、よろしく申し上げます。

一言、ご挨拶申し上げます。

近年の外材輸入量の動向を見ますと、かつてほど勢いはない。海外から輸入される外材の消費地が変化してきることかもしれませんし、あるいは環境問題、地域経済の問題等が様々に絡み合いながら、かつてのように外材が潤沢に我が国に入ってくる状況というのは、もうあまりないのかもしれないという気がしております。

そうなりますと、国産材をどうするか、ということになってくるのだらうと思います。状況を見てみると、まだまだ国産材を安定供給できるような基礎が弱いのではないかと感じます。今回も、昨日今日と現地を見まして、やはり感じたことは、生産量の問題、その後継者の問題。路網整備、それから労働力の問題等々です。これから国産材時代を一つ大きく展開しようじゃないかという流れにあって、まだまだその辺が不十分のような気がします。

それだけではなくて、川上～川下の連携強化は多分もっともっと強化されなければならない。

また、民有林と国有林の連携と展開、安定したバランスのある事業展開っていうのは、より今後求められるという気がします。

そういうことを考えながら、森林審議会の委員の任期 2 年間で全うできればと考えています。

本日の議題、千曲川下流域の地域計画の素案・大綱素案について、昨日今日の現地を踏まえて、様々な意見をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

(小林森林政策課長)

植木会長ありがとうございました。これからの議事進行を植木会長にお願いします。よろしくお願いいたします。

(植木議長)

はい、承知いたしました。それでは初めに、委員の皆様には会長代理についてお諮りいたします。

平成 26 年より当森林審議会に会長代理を置いておりますが、会長に万が一があった場合等を想定し、森林法第 71 条第 3 項に基づく会長代理を決定したいと思います。いかがでしょうか？

(委員一同異議なし)

はい、ご賛同いただきました。ありがとうございます。

それではどなたかに会長代理をお願いしたいと思います。どなたかご就任いただける方はおられますでしょうか？

(高師委員)

由井委員はいかがですか。

(植木議長)

はい、ただいま由井委員を推薦するというごことですが、いかがでしょうか？

(委員一同異議なし)

(植木議長)

はい、ありがとうございます。ご異議ないようですので、由井委員に決定したいと思います。

由井委員、よろしくお願いいたします。

次に保全部会委員および部会長の選任について議題とします。

森林審議会保全部会について事務局より説明をお願いいたします。

(磯尾担当係長)

はい、森林づくり推進課で保全部会の事務を担当しております磯尾典寿と申します。

よろしくお願いいたします。

森林審議会保全部会についてご説明申し上げます。保全部会資料をご覧ください。

保全部会設置の根拠および運営規定についての確認です。まずは長野県森林審議会が特に定める事項についてです。森林審議会では、部会として保全部会を置いております。

この保全部会は、1 の (1) にあるとおり、森林法施行令第 7 条で定められており、「都道府県知事は必要があると認めるときは森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる」となっております。1 (1) のウに森林審議会が定めた事項について、議会の決議を持って本会議の決議とすることができるとなっております。この森林審議会が特に定めた事項のご確認でございます。

2 の諮問事項と、審議機関の考え方をご覧ください。審議機関に本会議と保全部会があります。

保全部会は、表内の③④⑤の 3 項目について審議していただいております。

このことについて引き続きお願いしたいと考えておりますので、今日をご確認をしていただければと思います。

保全部会での検討項目③は、10haを超える、または知事が必要と認める林地開発行為の許可。

検討項目④は、1ha以上の保安林の解除。検討項目⑤は、長野県防除実施基準、これは主に松くい虫対策としてのヘリコプターによる空中散布のことをいいますが、この防除実施基準の策定・変更、および高度公益機能森林、これは守るべきマツ林のことです。それから被害拡大防止森林、これは守るべきマツ林の周辺のマツ林のことで、この区域の指定・変更になります。

この3点に該当した場合、保全部会でのご検討をお願いしているところですので、本日は、引き続き審議する内容としてこの3点を確認していただきたいと思います。

本年度の保全部会は、本日時点で諮問する案件はございませんが、今後諮問する案件が生じた場合には不定期で開催することになります。また、開催と合わせ、必要に応じて現地調査を実施いたします。私からは以上でございます。

(植木議長)

はい、どうもありがとうございます。ただいま説明がありました保全部会委員は、森林法施行令第7条第3項の規定により、保全部会の委員は会長が指名することとなっており、委員数を5名としたいと考えますが、いかがでしょうか？

(委員一同異議なし)

異議なしということですので、保全部会を5名とし、選出いたします。どなたか保全部会委員にご就任される方はいらっしゃいませんか？

特に挙手はございませんので、私の方で一任いただいてもよろしいでしょうか？

(委員一同異議なし)

異議ないようですので、指名させていただきます。

富樫委員、佐藤委員、由井委員、また本日欠席をしておりますが、峯村委員にお願いします。

それから僭越と存じますが私が大学で森林の施業や経営の分野を専門としておりましたので、会長ではありますけれども保全部会の委員も務めさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか？

(委員一同異議なし)

それでは5名の委員の皆さん、保全部会のご審議について、よろしく願いいたします。

次に保全部会の部会長の選任です。

森林法施行令第7条第2項の規定により、会長が指名することとなっておりますので、こちら私から指名させていただきます。

地質や環境アセスメント、森林保全に関して県内での状況を熟知しております、富樫委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか？

(委員一同異議なし)

ありがとうございます。それでは富樫委員、よろしく願いいたします。

それでは、本日の重要な議題となります千曲川下流域地域森林計画、計画の大綱素案を議題いたします。

委員の皆様のお手元に長野県知事からの諮問文の写しがございます。森林法第6条第3項の規定により、当審議会の意見を聞かれておりますものです。

それでは事務局より、計画の大綱素案についてご説明をお願いいたします。

(出口課長補佐兼森林計画係長)

事務局の森林計画係長出口でございます、よろしくお願いいたします。

最初に、なぜ地域森林計画を作成するかについて、改めて、ご説明させていただきます。

左上の森林計画制度の四角の枠内をご覧ください。森林は、国土保全や生物多様性の保全、地球温暖化防止などの樹木の生長を通じての多面的機能の発揮に、重要な役割を果たすとともに、山村地域の雇用創出や木材流通等を通じて地域の経済活動とも密接に関連しております。

このような機能をもつ森林の無秩序な伐採や開発、手入れ不足の森林は県土の荒廃や災害の原因となり、安定的な木材生産等の供給にも悪影響を及ぼします。

そのため、森林法に基づく計画的な森林管理を行う必要があることから、右の図、森林計画制度の体系図により、国・都道府県・市町村では、森林所有者を対象に、目標森林に向けた施策の方向性や伐採量、造林面積などの数値目標を定め、地域の森林管理や適切な施業の実施を誘導することを目的とした計画を立てています。

長野県では、中央の表のように県内5つの流域ごとに地域森林計画区が分かれており、今年度は、表の一番上、千曲川下流地域の森林計画について、来年の4月1日から10年間に渡る計画として樹立できますようご審議をお願いいたします。なお、計画期間は10年間ですが、森林を取り巻く変化を踏まえながら対応していく計画とするため、中間の5年目にこれまでの5年間を振り返り、向こう5年の見通しを検討しながらたてる計画となっております。

また、その下、千曲川上流のほか4計画区は、お手元の諮問文のその他の地域森林計画として添付しております、計画内容の変更を予定しております。

本日、ご審議いただきます計画内容は、「計画の大綱」の第1「計画区の概要」、第2の「前計画の実行結果の概要およびその評価」、第3「計画樹立に当たっての基本的な考え方」についてお願いしたいと思います。

下の枠内の計画事項は、森林の整備方針、計画量等となっており、次回12月の審議会に本日の内容と併せて検討をお願いします。

(第15期千曲川下流地域森林計画書(素案)の概要 I 計画の大綱を説明)

説明は以上になります。

(植木議長)

はい、どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明がありました千曲川下流地域森林計画の大綱素案についてご意見を伺いたと思います。また、昨日今日の現地視察も踏まえて何でも結構でございます。

お気づきの点、またこの内容に関する質問等がありましたら、遠慮なくご発言いただければというふうに思いますがいかがでしょうか？

では最初に、高師委員をお願いします。

(高師委員)

昨日今日とありがとうございました。私から3点ほど、千曲川下流地域の森林計画というよりは、もう少し大きな地域の話になると思うのですが、質問3つあります。

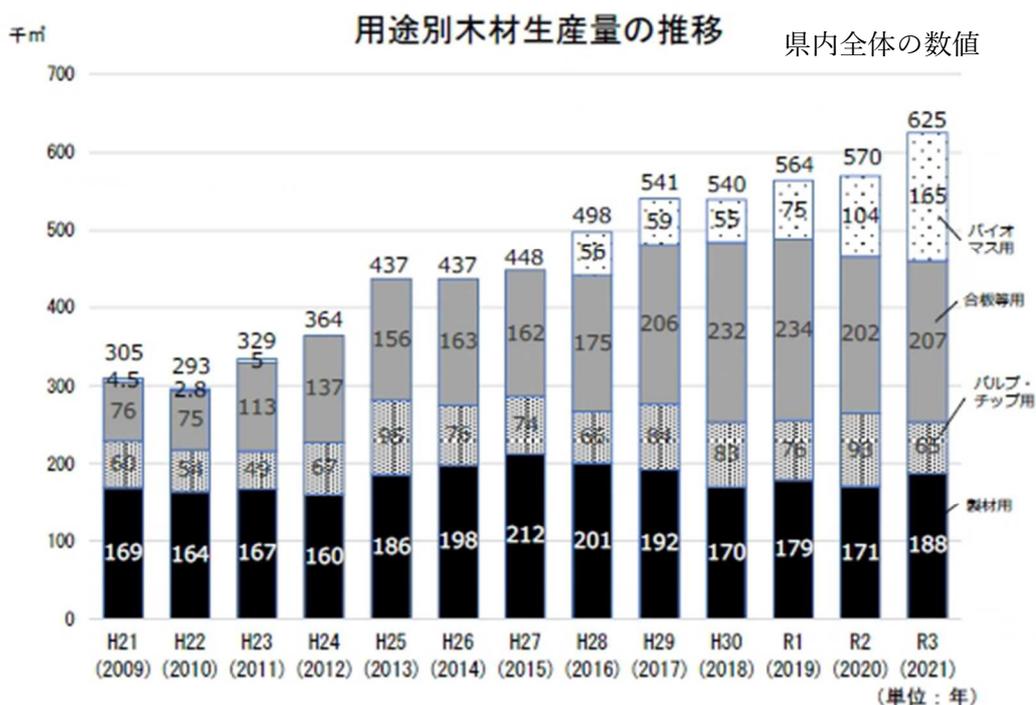
まずは皆伐が増えている説明を受け、伐った木がたくさん出てくるっていうイメージを持っています、それをどう使っていくか、木材の使用割合のビジョンとか、そういったものがあればお聞きしたい。例えば建築にどのくらいとか、土木にどれくらいとか、エネルギーにどのくらいっていうのがあれば教えてください。

2点目、最近、街中にも森林づくり県民税を使った事業ですという看板をよく見かけるようになりました。以前は、森林づくり県民税は何に使われているのだろうっていう話もあったのですが、だんだんこう見えるようになってきたっていうのは実感しています。すごく良いことだと思うので、是非これからも取り組んでいただきたいなという感想です。

最後に、私の所属団体の話になるのですが、最近里山再生というプロジェクトがある中で、今まで松枯れに注目したような活動しましたが、最近は、竹林の広がり問題だという話もでていて、今後、竹林の問題がでてくるのかなあと感じています。県では、どのようにお考えか、簡単でいいので教えていただければと思います。

(出口課長補佐兼森林計画係長)

はい。順次お答えいたします。森林づくり指針（令和5年3月）52ページでは次の割合です。（数値は後程、井出企画幹より回答がありましたが、数字を含め次のとおりです）



(出典：木材需給報告書（農林水産省）及び木質バイオマス生産量（長野県林務部調）)

あと、竹林が県内でも放置され広がっており課題となっています。お手元のファイルの長野県の業務概要13ページのII 森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくりに、県民が広く利用できる「開かれた里山」の整備・仕組みづくり等の事業を使っていただいて、竹林の整備に取り組んでいただいています。南信州等での事例を踏まえながら活用いただいて、森林づくりに役立っていただければと思います。

(高師委員)

ありがとうございました。

(植木議長)

他にいかがでしょうか？はい、どうぞ富樫委員お願いします。

(富樫委員)

富樫です。説明のスライド 13 ページに、前計画の実行結果の概要およびその評価のところ、2 の造林面積というものがございます。造林面積で人工林皆伐の再造林実行率が低調と示しておりますけれども、これほどに再造林が低調のままていくと、将来的に大丈夫なのかという不安があります。その辺をどのように考えていますか。

(出口課長補佐兼森林計画係長)

今の富樫委員の御指摘、県でもまさにその通りと考えております。

北信地域は昨年ご検討いただきました佐久や上田を中心とした千曲川上流流域、カラマツを中心した主伐が進んでいる地域に比べまして、スギの皆伐・主伐というところが非常に遅れております。

ただ少しずつですけれども、主伐に移ってきているところもあります。再造林を進める場所では、特に効率的な施業が可能な森林に指定しますと、再造林に係る補助として 10/10 の補助となります。あと新しい事業として、花粉症対策に向けた国の補助メニュー等もありますので、そういった事業を活用しながら、再造林をして循環できる森林に持っていきやすいように考えていきたいと思っております。

(富樫委員)

そうすると、再造林というかその人工造林実行率は、今後はもっともっと高く持っていきやすいということよろしいでしょうか？

(出口課長補佐兼森林計画係長)

そうせねばならないというのが県の考えであります。

(井出森林づくり推進課企画幹兼保安林係長)

令和 5 年度から森林づくり県民税を活用して、公共造林事業での補助残となる 3 割の嵩上げをすることによって、再造林に必要な標準的な経費を全額支援する制度を作りました。

この制度により、今までは森林所有者は木材を売ったお金が、再造林するとあまりお金が戻ってこないという状況だったのですが、造林経費の支援ができましたので、再造林率は確実に上がってくると思います。

もう一点、先ほど、高師委員から原木の使用量、どういう分野で木材の割合との質問について、長野県の森林づくり指針では、令和 3 年度の数値として、県では木材生産量が 62 万 m³、そのうち製材用が 19 万 m³、合板が 20 万 m³、木質バイオマスが 16 万 m³ です。この数値を令和 14 年度には、88 万 m³ の原木を生産するという目標を立て、そのうち製材用が 28 万 m³、合板が 28 万 m³。今後、人口減少もあり、住宅戸数が減ってくる中では、これから伸びる分野として木質バイオマスが有力ということで木質バイオマスは 25 万 m³ の目標を立て実施しております。

<数値目標> 県内全体の数値

(単位：千 m^3)

項目	現状	目標		定義
	R3年	R9年	R14年	
木材生産量	625	830	880	県内で生産され、製材、合板等、木材チップ及び木質バイオマスに利用される木材の量
製材用	188	251	283	上記の用途別内訳
合板等用	207	267	278	〃
木材チップ用	65	65	65	〃
木質バイオマス用	165	247	254	〃

○ 製材用は非住宅建築分野の需要増を、合板等用、木質バイオマス用は過去の傾向を分析し、今後の需要増を見込んで木材生産の目標量を設定

(出典：森林づくり指針 54 ページ)

(植木議長)

はい、ありがとうございます。他、いかがでしょうか？

(由井委員)

2点質問させていただきます。18ページの再造林になかなか手が回っていないという点と、その再造林のなかで、天然更新がかなり多いという印象を持ちました。

森林整備には適正な主伐と主伐後の再造林の保育が必要で、人工林は定期的に下刈や除伐を行い適正な現場になっているか、造林検査を都度受けています。ですが、特に天然更新の場合はその後どうなったかとの確認がなかなかできていないように感じていて、北信地域は、天然更新が多いので、その国土保全という観点から更新後どうなっているか、特に傾斜が急なところは特にチェックしていただくようなことも必要なのかなと感じました。このあたりはいかがでしょうか。

もう一点は、22ページの計画事項の一部の検討内容になります。

その下に樹種別の植栽本数の一覧表が記載されており、スギの場合、3,000本/haということになっています。いま並材が求められているところで、本日、瑞穂木材さんの製材工場での説明でも中目材の20~28cmが欲しいという話もありました。柱材目的では大径材はあまり必要とせず、何度も製材を行うのは大変であることから大径材はあまり求められてない印象です。また、手入れ不足のスギ林は下層が暗く、多様な森にはなっていない場所がみられます。

いま、雨量強度が高くなり、土砂崩れや台風等での災害が多くなっていて、保水力・地力がない山は、どうしても危険性が上がると思います。

そういったなかで、いま、林業が求められている商流や、豪雨災害が多くなってきているという、自然環境下で、再造林時の植栽本数も検討していく必要があるのかなと感じました。

カラマツも現在の標準本数は2,300本/haですが、東信地域等でも、いろいろとトライアルしていますので、スギも今後そういった形で多様性のある森林づくりも重要な観点だと感じました。

(出口課長補佐兼森林計画係長)

2点ご質問いただきました。伐採後の確認については、令和5年度に伐採および造林の届出書の様式が変わり、色々強化されたところがあります。伐採造林届は市町村が所管する事務となりますが、伐採後は天然更新とされた現場での5年後の更新判定を行い、天然更新がうまくいっているか、いないか確認するとともに、更新がなされていない場合は植栽を行わなければならない規定になっております。そういったところを地域振興局の林業普及指導員も協力して、確認しながら、再造林が行われているかを確認してまいりたいと思います。

あと、低密度植栽に関する知見は、他県や国の試験研究機関の研究等による成果が確認された内容を踏まえて、植栽本数について、書き込んでいる県が増えつつあります。研究実績があるスギ・ヒノキ、カラマツについての知見を踏まえまして、また委員の皆様とご相談を進めていければと考えております。よろしくお願いいたします。

(植木議長)

はい、ありがとうございます。他にどうでしょうか？

(小田切委員)

はい、小田切です。今回の視察はですね、私が木材利用者の立場からすごく参考になりました。まさに川上から川下への連携がすごく重要だなんていうのを考えさせられました。もっと川下からの働きかけが必要ではないかなと思います。

先日、私達は長野市内でイベントを行ったんですが、木を伐る人と家具等の木の製品を造る人、それから暮らしに木を取り入れようとしている人達が集まって意見交換を行いました。圧倒的に一般市民と一般消費者の方々への県産材に関する情報が足りていません。多くの人々が全く知らないという状態です。

例えば、ちょっとした棚をDIYで作りたいっていう人が、ホームセンターに行って、外材を買ってくるというようなことが当たり前で、どこに行けば県産材が手にはいるのか、買えるのかということの情報を持っていないということが良く分かりました。多くの方は、外材なのか国産材なのか気に留めてなく使っています。あと樹種が何か気にせず、良いサイズのものがあったら買ってくるっていうような状況です。なので、いっそのこと県内の綿半等のホームセンターに県産材コーナーを作る等のもっと川下側の消費者に届くようなダイレクトな工夫があると良いと、今回、川上側の立場から見させていただいて強く感じましたので、ご意見をさせていただきます。

(植木議長)

ありがとうございます。何か県のほうからコメントありますか？

(田中森林政策課企画幹)

田中です。綿半等のホームセンターに県産材を置く等、消費者にダイレクトに届く工夫を行ってみてはどうかというご提案について、つい先日、綿半ホームエイドの数店舗において県産材コーナーが作られ、実現し始めております。まだ県内では数店舗ではありますが、長野県産材の2×4材を取り扱う店舗を、今後、拡大していく予定とも聞いております。

また、県産材の利用拡大に向けて、どこで県産材が購入できるのかについての情報発信や、身近

なところで県産材が使える機会を増やしていきたいと考えており、県としても応援していきたいと思っております。以上です。

(小田切委員)

よろしくをお願いします。

(植木議長)

はいありがとうございます。それでは Web でご参加の佐藤委員をお願いします。
何かご意見やご質問があったらお願いしたいのですが、いかがでしょうか？

(佐藤委員)

はい。私も大変再造林のところが気になっておりまして、先ほど富樫委員、油井委員からもお話が出ていたのですけれども、計画書 13 ページの 2 の造林面積で人工造林の計画が第 12 期、13 期、14 期と増加しているのに対して、計画に対する実行率も低位ですが、実行面積が 2 期続けて減っている一番の理由は何だったのかなってところが気になりました。

それと、1 の伐採立木材積のところに面積も入ってくる主伐後の再造林がわかりやすく、比較や検討がしやすいのではないかなと思いました。

あとは森林所有者には県からの補助残の 3 割補助があり所有者負担が減って、今後は再造林率が上がってくるというお話でしたけれども、ぜひそうなることを期待しております。

以上です。ありがとうございます。

(植木議長)

ありがとうございます。

事務局の方から、ただいまの 2 件のうち特に前半ですかね、その辺について、お願いいたします。

(出口課長補佐兼森林計画係長)

はい。植栽面積が低位なのは主伐の伸びが少ないことと関係がみられます。

伐採材積量の集計は m³ 単位で、実際に伐られた面積と比較ができればという点なのですけれども、こちらの資料が上手にリンクができるところがないのですが、記載方法に工夫をする等考えていきたいと考えております。

(植木議長)

はい、ありがとうございます。佐藤さんよろしいですか。

(佐藤委員)

はいありがとうございます。

(植木議長)

それでは、私の方から数点お聞きしたいと思います。

先程から何名かの委員からも質問がありました、前計画の実行結果の概要およびその評価ですけ

ど、これが計画に対する実行の割合が非常に低いですね。なぜなのだろうってということと、評価って一体何だろうかと思います。評価の書き方もこれは読めばわかるような文章でしかない。なぜこんなに実行率が低いのかってことの原因、問題点、課題をあぶり出さなければ次に繋がっていかないのではないかという気はします。

ですから、この評価の書き方をもう少し工夫すべきだというふうに思いますし、計画に対してこんなに低いってというのは少々理解できなくて、普通ならば±20%の枠内であれば何とかということはあるけれども、40%だとか、人工造林においては5%しかないっていう結果では、どういう評価、どういう予測のもとで計画を立てたのかを、もうちょっと厳しく見たら良いのではないかなと思います。曖昧にしたいくはない部分ですね。というのは次の5年どうするのかっていうこれから10年計画を立てるわけですから、もうちょっと厳しく見たらどうでしょうか？と思います。

それからもう1点。先ほど説明の中で、計画事項の一部検討の部分で、標準伐期齢の設定の変更について、お聞きしたい。今、標準伐期齢ってというのは樹種ごとに決まっています。それを、例えば特定苗木であれば変更できるってことですか。

(出口課長補佐兼森林計画係長)

将来的な展望を踏まえてとなりますが、特定母樹由来の生育が良い苗木での再造林を進めることができた場合、目標径や規格に達するのも早くなることが予想され、今回示させていただいたような標準伐期齢の設定を検討する旨まで踏み込んで書かれている県が全国的にありますので、注視していきたいということです。長野県として標準的な伐期齢は非常に大事なことだと考えておりますし、すぐに変えられるものではないのですが、こういった全国的な動きを注視しつつ、標準伐期齢の記載を考えていくところがありますというご紹介です。

(植木議長)

全国で大きな動きがあるのですね。そうしますと、補助金体系も変わるわけですか？

(出口課長補佐兼森林計画係長)

そのあたりは、どのような設定になるかっていうところまで至っていません。将来にわたってというところ方向的の一つとして、この部分に触れさせていただきました。

(植木議長)

はい、ありがとうございます。他の質問に対してはどうでしょうか。

(出口課長補佐兼森林計画係長)

はい、5%ってというのは私も実際の数字を出してびっくりした数字です。

一番の理由は、主伐が大きく進んでいない地域で、伐採していないことから再造林の面積が大きいという点の一つ。もう一つは全国森林計画の計画量に即した5ヶ年での1,000haの値が非常に大きな数字であるってというのは感覚として持っております。今のご指摘を踏まえながら、計画量の部分について丁寧に考えていかなければならないということです。

個々の各地域森林計画の難しいところが、全国森林計画の量を基にした林野庁の協議を経て、樹立しています。国が示す数値と大きな乖離がある数字では、国でも良いという形で受け取って

ただけないっていうところがございます。そこも踏まえ、長野県として今の現況を踏まえながら計画量を考えていかなければというところですよ。

(植木議長)

計画段階で全国森林計画を基にした数値ではなく、地域の実態に応じた数値で計画を立てなければならないと思います。国は全国的な配分計画を立てますが、実際の地域状況は十分に把握しておらず、そのため実態の数値との乖離が生じていると感じます。

達成率が低いことについて、県は強い反省とともに、国からの指導に問題があるとすればそれは問題視すべきと考えます。

(田中森林政策課企画幹)

はい、ご指摘ありがとうございます。

ご指摘いただいたとおり、計画量と実績の乖離が大き過ぎる点は直していかないと、計画としては問題であると思います。

なので、そこは一旦持ち帰らせていただき、林野庁と相談する等、課題を整理して、結果をご報告、ご相談させていただければと思います。

(植木議長)

ほかに、いかがでしょうか。

(富樫委員)

大綱の素案として拝見しましたけれども、最初の自然的背景についてです。ここはそんなに詳しく、くどくど書く場所ではないので、簡潔に書いてあるのは良いのですが、やや正確性に欠けるといった感じがします。簡潔に、短いながらも、本質的なところを正確な記載をしていただけると良いと思います。

自然環境は、様々なところで、例えば森林の性質とかですね。南信・中信・東信と北信がどう違うのかというところで、効いてくるものです。特に気候条件、地形条件、地質条件について、整理して書いてほしいと思います。

(出口課長補佐兼森林計画係長)

はい、わかりました。

(植木議長)

他にどうでしょうか？他にございませんか。

はい、それでは特にご意見ご質問がないようですので、以上をもちまして千曲川下流地域森林計画の大綱素案の検討を終了させていただきます。

次に事務局より今後のスケジュールについて説明をお願いいたします。

(三浦技師)

今後のスケジュールを事務局の方からご説明させていただきます。

今日いただいたご意見等を踏まえまして、10月上旬から中旬にかけて計画書の案を作成し、意見照会等の事務手続きを進めてまいります。その中で同時並行にて委員の皆様に対して事前に説明や訪問等をさせていただくような形で、我々事務局の方からお伺いさせていただきます。

日程調整を事前に行わせていただき、個別におこない、日程が合うようでしたら2人同時にやらせていただくなど、お時間をいただきますので、ご対応いただければと思います。

また、事務手続きとして公告縦覧や意見照会を市町村や中部森林管理局、あと関東経済産業局などに行った上で、12月13日を予定しております森林審議会での答申を行います。

こちらは委員の皆様にご出席いただいて会議を行うものになりますので、今日ご参加の皆様におきましても時間等の確保をお願いいたします。答申が終わり次第、本協議等を確定しまして、12月の下旬に地域森林計画の千曲川下流の樹立手続きが完了します。以上よろしく申し上げます。

(植木議長)

はい、ありがとうございます。ただいまのスケジュールについて何かご意見ございますか。

よろしいですか。それでは、以上を持ちまして、今年度の第1回の審議会終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

(田中森林政策課企画幹)

植木会長ありがとうございました。予定した項目は全て終了しました。

2日間の現地調査と森林審議会のご審議、長時間にわたり誠にありがとうございました。

以上をもちまして、森林審議会現地検討会を終了させていただきます。

2日間大変お世話になりました。ありがとうございました。

以上